茨城県後期高齢者医療広域連合と茨城県市町村総合事務組合との間の事務委託に関する規約

平成 19 年３月 27 日

告示第 31 号

改正　令和７年２月 21 日　告示第３号

（事務委託の範囲）

第１条　茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）は、以下に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理執行を茨城県市町村総合事務組合（以下「乙」という。）に委託する。

(1) 常勤の職員（任期付職員を含む。）及び会計年度任用職員に対する退職手当の支給

(2) 非常勤職員の公務上又は通勤による災害に対する補償

（管理及び執行の方法）

第２条　委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第３条　甲は、乙の条例等の定めるところにより、委託事務の管理執行に要する経費を負担するものとする。

（議決事件の通知）

第４条　乙は、乙の議会の議決事件のうち次に掲げるものについて当該議会の議決を求めようとするときは、あらかじめこれを甲に通知しなければならない。当該議決の結果についても、同様とする。ただし、条例については、委託事務の管理及び執行に関するものに限るものとする。

(1) 条例を設け、又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3) 決算を認定すること。

附　則

この規約は、甲と乙の協議が成立した日から施行する。

附　則（令和７年告示第３号）

この規約は、令和７年４月１日から施行する。